

福島学院大学マネジメント学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は福島学院大学学則（以下「学則」という）第41条の規定に基づき、マネジメント学部地域マネジメント学科における履修について必要な事項を定めることを目的とする。

(履修届)

第2条 学生は学則第32条に定めるところに従い、学期ごとに履修する科目を選定し、教務課の指定する日までに履修届を提出するものとする。

(履修者の制限)

第3条 選択科目に関し、担当教員は学科長の承認を得て、受講定員を定め、もしくは履修者を制限することができる。

2 履修者の決定は、その趣旨による公正な方法によって担当教員が決定するところによる。

(履修科目の変更)

第4条 届け出た履修科目の変更は、1回目の授業が開始された日から2週間以内であれば履修変更届を教務課へ提出し、他の科目への変更を行うことができる。

(履修科目の放棄)

第5条 届け出た履修科目を学生が放棄する場合は、所定の放棄届を教務課へ提出するものとする。

2 履修の放棄は、当該授業を開始した日から2週間以内に届け出るものとし、その後は認めないものとする。

(出欠確認および遅刻・早退の取扱い)

第6条 出欠の確認は原則として授業の開始時に行うものとし、30分以上の遅刻・早退は欠席とみなす。ただし、30分以内の遅刻・早退は3回で1回の欠席とする。

公共交通機関の遅延等による場合はその旨担当教員に申告し、教員が正当と認めれば、欠席扱いもしくは減点としない。

2 授業時の出席確認の際に不正行為（代返等）もしくはこれに準ずる行為が認められた場合には当該不正者の成績から1回につき1点を減点する。

3 授業科目について、必要な時数として定められた時数の3分の1を超える時数を欠席した場合、当該科目にかかる成績評価は行わず、「欠格」とする。

4 学外で行う演習科目等の出欠確認は、当該科目担当教員もしくは当該機関の定めるところによるものとする。

(成績審査の方法)

第7条 学則第39条に定める成績審査の方法は、試験その他本学が定める適切な方法により、

学修の成果を総合的に評価して行う。

- 2 前項の方法には、定期試験、到達度確認、小テスト、レポート、調査、作品、実技、口頭試験その他担当教員が教育上適切と認める方法（以下「試験等」という。）を含む。
- 3 成績審査は、当該授業科目の到達目標及び評価基準に基づき、厳格かつ公正に行うものとし、その方法及び基準はあらかじめシラバスに明示する。

（試験等の期間）

第8条 試験等は担当教員の授業期間中に適宜に行うほか、学期途中および学期末に試験期間もしくは試験日を設けて行う。

（不正行為）

第9条 試験等において試験規程第3条に定める不正行為があったと認められた学生は当該試験科目の成績を零点とする。

- 2 試験等（出席確認を含む）において二度以上の不正行為があったと認められた学生は、学則第52条（懲戒）の規定に基づき教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

ただし、試験規程第3条第1項第5号に定める「本人に替わって受験を行った者およびそれを行わせた者」については一度であっても懲戒の対象とする。

（成績評価）

第10条 学生の成績評価は学則第39条に定めるところにより、次のとおりとする。

素点	評価記号	評価基準	GP
100～90	A+	際立って優れている。主題を全て理解し、広範な知識を持ち、概念や方法を巧みに使いこなして高度な課題を遂行できる。	4.0
89～80	A	優れている。主題のほとんどを理解し、必要な知識を持ち、概念や方法を適切に使って課題を遂行できる。	3.0
79～70	B	良好である。主題を十分理解し、問題・題材を扱うことができる。	2.0
69～60	C	最低限の基準に達している。主題の基本的な部分を理解し、比較的簡単な問題を扱うことはできるので、より高度な学修に進める状態である。	1.0
59以下	D	最低基準を満たしていない。	0
認定	認定	合否等により成績評価を行う授業科目、または、入学前や他大学等で修得した単位	—
不認定	不認定	合否等により成績評価を行う授業科目	—

- 2 Dの評価は成績通知書に記載するが、成績証明書には記載しない。

- 3 前各項のほか、評価外表示は次のとおりとする。

1. 欠格

届け出た履修科目について、必要な授業時数として定められた時数の三分の一を超えて欠席したもの。欠格は成績通知書に記載するが、成績証明書には記載しない。

2. 履修放棄

届け出た履修科目について、学生が履修を放棄したもの。履修放棄は成績通知書に記載するが、成績証明書には記載しない。

- 4 GPAの算出方法その他GPAの取扱いについては、別に定める。

（単位認定）

第11条 単位認定は、学則第39条に定めるところにより、当該授業科目の担当教員が次の条

件をそなえた学生に対して行う。

1. 履修届を提出し、履修確認手続きが完了した者
2. 必要な時数として定められた時数の 3 分の 2 以上出席した者。この場合の出欠確認については第 6 条に定めるところによるものとする。
3. 授業科目における学修成果を総合的に評価した結果、学習成績が 60 点以上の者
4. 所定の学費を納入した者

(編入学、転入学、再入学者の単位認定)

第 12 条 本学に編入学、転入学、再入学した者が本学入学前に修得した授業科目および単位について、入学時に本学で履修したと認めた場合は、本学の教育課程を履修したものとして認定する。

- 2 前項の入学時に本学で履修したと認めた授業科目およびその単位数は学籍簿には「認定」と記載し、学則第 39 条の 2 に定める G P A の基礎としない。

(追試験)

第 13 条 学生が次の事由により定期試験に出席できなかった場合は、速やかにその旨を教務課に連絡し、その事由を証明する書類を添付し、追試験願を事前もしくは事後 1 週間以内に提出して追試験を受けることができる。

1. 病気 (医師の診断書)
 2. 事故・災害 (事故証明書、災害証明書)
 3. 公共交通機関の遅延・運休 (交通機関の遅延・運休証明書)
 4. 忌引 (2 親等までに限る。礼状等または父母等の証明書)
 5. 自宅または居所の緊急事態 (父母等の証明書)
 6. 就職試験等 (受験先又は学生支援・キャリア支援課長の証明書)
 7. 結婚 (本人又は 2 親等までに限る。案内状または父母等の証明書)
 8. 本人の不注意と認められる場合。ただし、年度内に 3 科目以内に限る。この場合、80 点を満点とし、1 科目につき追試験料 5 千円を徴収する。
- 2 定期試験開始後 30 分以内に学生が急病のため、受験を継続することが困難な状況に至った場合は、試験監督員に申し出てその許可を得、さらに教務課長 (不在時は課員) にその状況を説明し確認を受け、1 週間以内に試験監督員ならびに教務課長の退出事由に関する証明書および原則として医師の診断書を添付のうえ教務課に追試験願を提出し、追試験を受験することができる。
 - 3 国民体育大会や海外遠征試合等の選手として、関係機関より参加要請があり、教授会の議を経て学長が参加を許可した場合は、教務課に追試験願を提出し追試験を受験することができる。

(再試験)

第 14 条 本学に在籍 (休学の学生を除く。) する学生で、当該科目において学期末に定期試験を実施した場合における成績評価の結果、不合格となった者のうち、当該科目が卒業又は認定資格等の取得に必須である場合、又は当該科目の未修得により本学が定める教育課程の履修の継続に支障が生じる者については、学修継続の観点から教育上特に必要があると担当教員が認める場合に限り、再試験を希望する者は、所定の手続により、指定された期間内に再試験願

を教務課に提出し、再試験を受けることができる。

2 再試験は、各学期末に実施するものとし、当該学期に履修し、成績評価が確定した科目を対象とする。次の各号のいずれかに該当する場合は、再試験を受験することができない。

1. 試験等(当該科目以外を含む)において不正行為があったと認められる者
2. 当該科目の出席が不足し、欠格となった者
3. 当該科目の受講態度が芳しくないとは担当教員が判断した者
4. 再試験を受けても当該科目の総合評価で合格することが困難であると担当教員が判断した者

3 再試験において合格した者の点数は 60 点を上限とする。

4 再試験料として 1 科目につき 5 千円を徴収する。

(再履修)

第 15 条 成績評価の結果不合格と判定された者、履修を放棄した者、欠格となった者は、再履修願を教務課に提出し、担当教員と協議して教務課の指定するところの方法および期間により再履修することができる。

(他学部および短期大学部での科目履修)

第 16 条 学生が他の学部もしくは併設の短期大学部で授業科目を履修することを希望する場合は、所定の履修願を提出し履修することができる。

この場合の履修単位は学則第 34 条に定める履修単位の上限に含むものとする。

(他大学等での科目履修)

第 17 条 学生が、他大学等の授業科目の履修を希望する場合は、学則第 54 条の定めるところにより、特別聴講学生として履修することができる。

2 前項の授業科目を履修する場合は、特別聴講願を提出し本学および履修科目開講大学等の許可を受けるものとする。

なお、本学と協定を締結する大学等の履修料は無料となる。

(改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会が決定する。

附則

1. この規程は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程の所管は教務課とする。